

令和 6 年第 7 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 5 号）を除く

令和6年第7回教育委員会会議

1 日 時 令和6年3月29日（金）13時30分～14時50分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	佐 藤 圭 一
スポーツ部長	金 谷 泰 亨
総務課長	前 田 憲 一
教職員課長	原 田 徹
庶務係長	新 井 達 之
服務・人事制度担当係長	猪 股 博 志
書 記	鶴 江 哲

4 傍聴者 5名

5 議 題

議案第1号 第2期札幌市スポーツ推進計画（案）に関する意見について

議案第2号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金
に関する規則の一部改正について

議案第3号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部改正について

議案第 4 号 札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程の一部改正について

議案第 5 号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和6年第7回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と道尻豊委員にお願いいたします。

本日の議案第5号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第5号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎**議案第1号 第2期札幌市スポーツ推進計画（案）に関する意見について**

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「第2期札幌市スポーツ推進計画（案）に関する意見について」です。事務局から説明をお願いします。

○**スポーツ部長** スポーツ局スポーツ部長の金谷でございます。

私から、議案第1号の第2期札幌市スポーツ推進計画（案）に関する意見についてご説明いたします。

本議案につきましては、昨年度末に計画の見直しの背景や、今後の方向性についてご説明させていただいておりましたが、このほど、本市の附属機関である札幌市スポーツ推進審議会における複数回の審議を経て、次期計画（案）を策定しましたことから、今後の庁内議論やパブリックコメントの実施に先立って、教育委員会の意見をお聴きするために提出するものでございます。

資料につきましては、資料1としてA4の1枚もの、資料2としてA3の4枚もの、資料3として本文（案）の冊子、の3種類をご用意しておりますが、本日は時間も限られますことから、主に資料1及び資料2でご説明をさせていただきます。

それでは、初めに計画案のご説明に入ります前に、第2期札幌市スポーツ推進計画の策定スケジュール等についてご説明いたします。資料1の「第2期札幌市スポーツ推進計画（2024～2033）の策定等について」をご覧ください。

第2期札幌市スポーツ推進計画の策定スケジュールについてですが、オリンピック・パラリンピック招致の停止によって、第2期札幌市スポーツ推進計画の計画内容に変更が生じたことから、当初は2023年度内の策定を予定しておりま

したが、資料の図のとおり 2024 年度上半期の策定を想定しています。

これに伴いまして、次期計画の計画期間については、2024 年度から 2033 年度とさせていただきますと考えております。

次に札幌市スポーツ推進計画改定版（2013～2022）の取り扱いについてです。次期計画が 2024 年度に策定となった場合、札幌市スポーツ推進計画改定版の計画期間が 2013 年度から 2022 年度であるため、2023 年度が空白期間となってしまいます。そのため、改定版の計画期間を 1 年間延長させていただきたいと考えております。

延長期間については、改定版の目標や成果指標はそのまま継続することとし、2023 年度の成果指標や掲載事業の実績については取りまとめた後、スポーツ推進審議会にご報告させていただきます。

資料 1 の「第 2 期札幌市スポーツ推進計画（2024～2033）の策定等について」の説明は以上となります。

それでは、資料 2 「第 2 期札幌市スポーツ推進計画の概要」A 3 の 4 枚ものの資料をご覧ください。1 枚目から 2 枚目の途中までは、現行計画の振り返りと課題抽出の概要となります。

まず、ローマ数字のⅠ、「推進計画の策定について」は、計画本文では、第 2 章に当たる部分であり、国の動向や社会情勢の変化、札幌市を取り巻くスポーツ環境の変化などから、見直しの必要性として、オレンジ色の四角で囲った 3 点を導き出しております。

次にローマ数字のⅡ、「札幌のスポーツの現状と課題」は、計画本文においては第 3 章に当たる部分でございます。

1 番の「3 つの目標の主な取組と課題」では、現行計画における 3 つの目標の達成に向けた取組やそれぞれの現状と課題について考察しております。

目標 1 「スポーツの力で「市民」がかがやく」では、市民のスポーツ活動の機会の充実や地域の健康づくり活動の支援、スポーツボランティアの活動機会の創出、トップスポーツチームと連携したスポーツ観戦文化の定着などに取り組んできました。

資料のオレンジ色で囲った部分に、課題や傾向を記載しております。主な課題や傾向としては、ビジネスパーソンや子育て世代を対象としたスポーツ参加機会が不足していること、子どものウインタースポーツ体験者は増加しているが、競技者は増加していないこと、ウインタースポーツの更なる振興に向けて、年齢や体力などに応じたウインタースポーツ機会が必要であることなど、7 点を挙げています。

次に目標 2「スポーツの力で「さっぽろ」をかえる」では、多様な人々がスポーツを楽しめる環境を充実させるとともに、地域の活性化や交流人口の拡大に取り組んできました。

課題や傾向としては、障がい者スポーツ振興には実施場所や体験機会の充実、指導者の養成、障がい者スポーツを支える体制の構築などの取組が必要であること、更なる地域の活性化や交流人口の拡大を図るためには、道内市町村とも連携した、新たなスポーツツーリズムの開拓やプロモーションも必要であることなど、4 点を挙げています。

最後に目標 3「スポーツの力で「世界」へつながる」では、冬季オリパラの招致活動や大規模な国際大会の開催などを通じたシティプロモートの展開・大会のレガシーを活用することで、ウインタースポーツ拠点都市としてのブランド向上に取り組んできました。

課題や傾向としては、スポーツを通じた地域・経済の活性化などに向けては、国際大会に加え、アーバンスポーツやパラスポーツの大会開催により、更なる集客や交流人口の拡大を図っていくことが必要であること、世界におけるウインタースポーツの拠点都市への発展に向けては、ウインタースポーツ大会の開催や、環境整備を推進していくことが重要であることを挙げています。

資料の右上をご覧ください。こちらにはオリンピック・パラリンピック招致活動の総括の概要を記載しております。招致活動の検証としては、大会招致への理解が進まなかった理由について、外的要因及び内的要因の両観点から検証しております。

検証結果としては、「オリンピックへの不信感を払拭できるような、そして誰もが大会開催意義をイメージできるような端的で明確なメッセージが必要であった」ことに加え、「行政主導での招致活動ではなく、市民・企業等の民間が主導となり関係団体を巻き込んだオールジャパン体制の構築が必要であった」のではないかということ、を、まとめさせていただいております。

招致活動の効果としては、国際スポーツ大会の開催や、まちづくりへの市民参画の取組、官民共同のまちづくりの取組などを挙げております。

ここまでの、これまでの取組と課題となっております。

次に 2 の成果指標の達成状況と課題についてです。

初めにスポーツ実施率についてですが、令和 4 年度の数値は 57%であり、目標の 65%は達成できておりません。年代別実施率は 20 歳から 40 歳代が低くなっており、種目別実施率では軽い運動や 1 人で気軽にできる種目が高くなっています。

オレンジ色の四角で囲った部分に課題や傾向を記載しております。

スポーツ実施率が低い20～40歳代が中心であるビジネスパーソンや子育て世代に対する取組が必要であること、身近な場所で、仕事や家事、子育ての合間などにスポーツを実施することができる場所や、気軽にスポーツに参加できる機会が必要であることなど、4点を挙げております。

次のページをご覧ください。次に障がいのある方のスポーツ実施率についてですが、令和4年度の数値は53.6%であり、目標の50%を達成することができました。

一方で、実施率が横ばいで推移している状況であり、競技スポーツについては実施率が低くなっております。

課題や傾向としては、障がい者スポーツの場の充実が必要であること、障がい者スポーツの指導者など、人材育成も必要であることを挙げております。

次にウインタースポーツ実施率についてですが、令和4年度は18.9%であり、目標の25%を達成できておりません。年代別実施率では20歳から40歳代が高く、50歳代以上が低くなっております。また、用具が高い、施設が遠いといった阻害要因が顕在しております。

課題や傾向としては、ウインタースポーツ実施においては、経済的負担を軽減するための施策が必要であること、各年代において気軽にウインタースポーツを実施できる環境の整備が必要であることなど、3点を挙げております。

資料の右上をご覧ください。直接スポーツ観戦率についてですが、令和4年度は32.3%であり、目標の50%を達成できていません。スポーツ観戦をはじめたきっかけは、チームや選手のファンであることが多く、種目別観戦率ではプロ野球、プロサッカー、マラソンが高くなっています。

課題や傾向としては、プロスポーツチームなどと連携した観戦機会の創出が必要であること、市民のニーズに応じたスポーツ観戦のきっかけづくりなどが必要であることなど、3点を挙げております。

最後に、ウインタースポーツ目的の来札外国人観光客（1月～3月）についてですが、令和4年度の観光客数は18,000人であり目標の98,000人は達成できませんでした。

課題や傾向としては、コロナウイルスの影響による来札外国人観光客の目的やニーズの変化が想定されること、多様な目的やニーズに応じた、スポーツを切り口とした観光コンテンツの造成や、スポーツツーリズムの取組を推進していくことが必要であることを挙げております。

次に資料右下段のローマ数字Ⅲ、スポーツ推進計画において取り入れる視点を

ご覧ください。計画本文においては第4章に当たる部分でございます。

1番の第3期スポーツ基本計画からは、ピンク色の四角にある、「つくる、はぐくむ」や「あつまり、ともに、つながる」などの3つの新たな視点や、東京オリパラのスポーツ・レガシーの継承・発展、今後取り組む12の施策を基に、札幌市では、オレンジ色の四角にある、「多様な主体におけるスポーツ機会の創出」や「スポーツによる健康増進」などの6点を取り入れるべき視点としております。次のページをご覧ください。2番の「第2期札幌市まちづくり戦略ビジョン」から取り入れる視点として、オレンジ色の四角にある、「健康寿命の延伸」や「共生社会の実現」などの4点を取り入れるべき視点としております。

次に資料のローマ数字Ⅳ、スポーツ推進計画の方向性をご覧ください。計画本文においては第5章に当たる部分でございます。ここでは基本理念や目標、成果指標について示しておりますが、1番の基本的な考え方として、上述してきたスポーツの現状や課題・傾向、そして取り入れていく視点を踏まえ、定めさせていただいております。

青の四角で囲っている部分が基本理念ですが、スポーツの力で社会課題を解決し、スポーツによる高次元のまちづくりを実現していくことを目指し、「スポーツのチカラでまちのミライを切り拓く ～ひと、まちも、次のステージへ～」と定めております。

次に3つの目標についてですが、目標1は「スポーツを通じて市民が生き生きとくらすまち」、目標2は「ひととひとがスポーツでつながる共生のまち」、目標3は「スポーツによりにぎわいがあふれているまち」と定めています。

次に、右上の青の四角で囲った部分、3の新たな成果指標をご覧ください。次期計画においては7つの成果指標を設定する予定です。①～③は現行の計画から継続して設定する指標です。④のスポーツ目的の来札観光客数については経済波及効果を示す指標として、⑤のスマイルサポーターズ登録者数につきましては、スポーツを「ささえる」人材の育成状況を示す指標として、⑥の強化指定選手に選出されたアスリートの育成数については、競技力向上の状況を示す指標として新たに設定をします。

次に資料のローマ数字Ⅴの目標達成に向けた方針・施策をご覧ください。

計画本文においては第6章に当たる部分でございます。次期計画では3つの目標と目標を達成するための8つの横断的方針、そして方針毎の18個の施策の設定を考えており、次のページにかけて記載しております。

箇条書きの最初に二重丸があるものは、新規事業または新規に検討を行う事業、星があるものは、既存事業のレベルアップ事業、それ以外は継続事業となり

ます。このうち、角が丸まったオレンジ色の枠で囲っている施策につきましては、2枚目でご説明した、国の第3期スポーツ基本計画から取り入れる視点や札幌市の特色をいかして強化する視点となっております。

これらの具体の施策や事業については、詳しくは資料3の本文案をご説明すべきところでございますが、時間の関係上、説明は割愛させていただきます。ご了承ください。

なお、資料3の本文案51ページをご覧くださいますと、次期計画の施策体系図を載せております。3つの目標、8つの方針、18の施策とそれぞれに関連する目標を一覧にしておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**石井委員** 6月頃にパブリックコメントを実施されるとのことですが、実施方法についてお伺いしたいのと、併せて、キッズコメントのようなことを実施されるのか教えてください。

○**スポーツ部長** パブリックコメントについては、市ホームページにて周知をして、意見を募集する予定です。

また、キッズ向けのコメントについては、今後検討していくことにはなりますが、何かしら実施することを想定しております。

○**石井委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。

○**阿部委員** スポーツ実施率についてお伺いしたいのですが、週1回以上スポーツをする20歳以上の割合の目標値である65%に対して、令和4年度は57%ということでした。また、ビジネスパーソンや子育て世代の時間的な難しさという部分をご説明いただきました。目標に到達しない要因として、金銭的な事情などがあるかと思いますが、何か補填策のようなものは計画としてお考えでしょうか。

○**スポーツ部長** 例えば、就学前の子どもたちやその保護者に対するスキーレンタル費用を補助する事業があります。

また、体育館に関しましては、小学生・中学生の入館が無料という施策を実施しております。

○**阿部委員** 子どもたちのスポーツをする割合も年々低くなっていることについて、私どもも懸念しておりますが、保護者がスポーツをする習慣が無いと、結果的に子どもたちも運動をしないことに繋がるのが懸念されるので、子どもたちだけでなく、20歳から40歳という、まさに子育て世代の方に対してのサポートを強化していただけると良いのではないかと思いますので、今後、検討の機会がありましたら是非お願いいたします。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。

○**佐藤委員** 18歳以上の成人を対象とした施策が中心となっていることは理解しておりますが、ご存じのとおり、札幌市の子どもたちの体力は全国平均を下回っている状況にあり、この解決について教育委員会として様々取組を行っております。資料2の項目Vの施策1において、子どもを対象とする施策を挙げられていて、大変ありがたいところではありますが、学校教育との連携ということについてどのように考えているのか、あるいは今後の課題としてあげる予定があるのか教えてください。

○**スポーツ部長** ウィンタースポーツにおいては、教育委員会と協力しながら、中学校のスキー学習においてインストラクターを派遣する事業を実施しております。

また、小学生向けの運動能力向上のための体験会やイベントを開催する際には、多くの子どもたちに来場いただくため、教育委員会の協力を得ながら、各学校へチラシを配布するといった取組を実施しております。

○**佐藤委員** わかりました。子どもたちの運動機会の増進ということは喫緊の課題として捉えておりますので、是非、今後もスポーツ局のご協力をいただければと考えております。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。

○道尻委員 資料2の3枚目にある施策18のスノーベースタウンSAPPOROの促進やスノーリゾート推進事業については、様々な事業・取組と関連付ける中でウインタースポーツを取り入れているものだと推察したのですが、これらの事業の方向性について教えてください。

○スポーツ部長 スノーベースタウンSAPPOROやスノーリゾート推進事業に関しましては、市民向けというよりは、ウインタースポーツを活用して冬の観光客やインバウンドを呼び込むという施策になります。

スノーベースタウンSAPPOROに関しましては、定山溪をスキーヤーのベースタウンとする事業になります。

スノーリゾートに関しましては、市内の6スキー場に来ていただくのと、ニセコ等を含めたスキーリゾートと連携して多くの方に来札いただくという事業になります。

市民向けの事業としましては、スキージャンプのワールドカップを多くの市民の方々に生で試合を見ていただけるよう、観戦環境を充実させることや、ウインタースポーツ塾を実施し、子どもたちに様々なウインタースポーツに触れるきっかけを与えられる取組を通じて、札幌の雪に親しんでもらえるような事業などを数多く展開しております。

○道尻委員 魅力ある施設、魅力ある事業を行うことで観光客やインバウンドを呼び込むことは大事ではありますが、市民の方々が子どもを連れて出かけてみたいと思うような機会の創出も重要だと考えますので、是非、そういった視点からも進めていただければと思います。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○中野委員 オリンピックの中止に伴い、想定していたウインタースポーツ関係施設の老朽化対策が実施できないなどあると思いますが、施設の維持や活用についてどのように対応するのか教えてください。

○スポーツ部長 スポーツ施設について、スキー場は民間主体となりますので、札幌市が関わっていくことは難しいところではありますが、体育施設に関しましては、オリンピックの有無に関わらず、施設の延命化や建て替えなどを実施することが基本となります。

また、スポーツ施設の活用に関しましても、同様にオリンピックの有無に関わらず、スポーツをすることで市民の健康増進に繋がるものとして我々も取り組んでおりますので、引き続き力を緩めることなく事業展開をしていきたいと考えております。

○中野委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○石井委員 障がいがある方のスポーツについて、個人的な話で恐縮ではありますが、車椅子バスケットボールのサポーターをしているのですが、車椅子バスケットボールは車いすが特殊なものであることから、実施できる場が限られていると聞いております。課題にも掲載されていますが、障がい者スポーツの充実にも力を入れていただければと考えております。日本は車椅子バスケットボールもラグビーも強いので、是非、札幌でも活動できる場を増やしていただければと思います。

また、パラスポーツのボランティアの充実も非常に重要で、育成についても力を入れて行っていただけたらと思います。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 多くの市民の方にスポーツをしていただく、あるいは、メンタル面や栄養面などでアスリートを支えるなど、様々な視点で人材を育てることについて、教育委員会と連携できる部分があると思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

○檜田教育長 それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部改正について

○檜田教育長 続きまして、議案第2号「札幌市立学校の児童、生徒等の災害共

済給付に係る共済掛金に関する規則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 学校教育部長の長谷川でございます。

議案第2号「札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

本案は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る共済掛金について、本市が規則で定めている納入期限について改正するものでございます。改正内容の前に、まず「災害共済給付制度」と「共済掛金」についてご説明いたします。「参考資料」とインデックスのついたページをご覧ください。

1の災害共済給付制度についてですが、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校の管理下において児童生徒が怪我を負った場合、医療費等が給付される保険給付制度でございます。この制度の運営は、加入者から徴収する掛金を財源として行われております。

次に、2のセンターへ支払う共済掛金についてをご覧ください。(1)にありますように、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第3項の規定により、学校の設置者、すなわち札幌市は、契約時に、加入する児童生徒に応じた共済掛金をセンターに支払うこととされております。

この掛金については、(2)にありますように、政令で定める範囲内でその一部を、児童生徒の保護者等から徴収することとされており、学校設置者である札幌市が全額負担するのではなく、その一部を保護者から徴収する仕組みとなっております。

ただし、保護者等が経済的理由によって納付することが困難と認められるときは徴収をしないことができるとされており、要保護児童生徒及び就学援助受給世帯が該当する準要保護児童生徒については徴収を行っていないところでございます。

最後に、3の学校の設置者が保護者から徴収する掛金の納入期限についてでございますが、札幌市では、現行の規則において、毎年6月30日を納入期限としており、その期限までに各家庭から徴収した保護者負担額を、各学校長が取りまとめて納入しております。

それでは、以上の内容を前提といたしまして、今回の規則改正の経緯及び内容をご説明いたします。少し戻りまして、「現行規則」とインデックスのついたページをご覧ください。

こちらは、現行の共済掛金に係る規則でございますが、本案は、第3条に規定

する納入期限を6月30日までから9月30日までに改正するものでございます。

理由について、御説明いたします。学校教育法第19条では「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と定められておりますので、この規定に基づき、本市においては、経済的理由によって就学困難な学齢児童及び学齢生徒の就学に要する費用の一部を援助する「就学援助」制度を設けております。

一方で、先ほども説明いたしました、規則第2条の中ほどにあります、ただし書の規定により、法第29条第2項各号のいずれかに該当する者、すなわち要保護児童生徒及び準要保護児童生徒については、経済的理由により保護者負担額を徴収しないことができるとされております。

このことを踏まえ、本市では、各年度の5月1日時点で就学援助の認定を受けている者を、準要保護児童生徒に該当する者として、当該年度の保護者負担額を徴収しない運用としてまいりました。

また、これまで就学援助の申請は、学校が保護者から受け取った書面の申請書類を取りまとめて教育委員会に回付する取扱いであったため、学校側で申請者を把握することが可能でありました。

このため、学校は、保護者負担額について、現行の規則が6月30日までを納入期限としていることを踏まえ、5月1日時点で就学援助を申請している者のうち、認定された者に加え、結果の出ていない者についても一旦就学援助を受けているものとみなし、まず確実に免除の対象とはならない保護者等から徴収を行っていたところでございます。

教育委員会では、現在、就学援助申請の電子化を進めており、今後は、保護者からの申請が学校を経由しなくなることが見込まれますので、学校が申請者を把握できなくなるなど、従来の徴収手順では課題が生じるものと考え、改めて事務手順等の検討を行ってまいりました。

その結果、今後は保護者負担額について、徴収しない者が確定してから徴収を行うこととし、これに伴い、就学援助の審査期間等を考慮して、規則第3条に規定する納入期限を6月30日から毎年9月30日までに改正したいと考えたところでございます。

「新旧対照表」のインデックスが付いた資料をご覧ください。年度途中、例えば7月以降に児童生徒等が転入するなどの事情により、規則第3条に規定する納入期限が適当ではないと考えられる保護者等に対しては、これまでも個別に納入期限を設定していたところですが、この取扱いを規則に明記する規定整備

を併せて行うこととし、「教育長が特に認めるときは、同日後で教育長が定める日」を追記いたします。

最後に、これらの改正の施行日については、令和6年度から保護者負担額の納入期限を改定するため、令和6年4月1日としたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** 今回の改正によって、スポーツ振興センターへの支払いが多少後ろにずれ込むことによる影響はないのでしょうか。

○**学校教育部長** 教育委員会から5月1日付けで支払いを行いまして、その後、各保護者からの徴収を歳入として受け入れる仕組みとなりますが、保健の適用開始などに影響するものではございません。

○**檜田教育長** わかりました。ありがとうございました。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第3号** 札幌市教育委員会行政組織規則の一部改正について

◎**議案第4号** 札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程の一部改正について

○**檜田教育長** 議案第3号及び第4号についてですが、いずれも機構改革に伴い、規則・規程の一部を改正するものです。これらについてはまとめて説明、ご審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号及び第4号はまとめて、説明、審議を行うこととします。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の木村でございます。

令和6年度機構改革に伴う規則、規程の改正について、まとめてご説明いたします。

まず、議案第3号「札幌市教育委員会行政組織規則の一部改正について」ご説明いたします。「札幌市教育委員会行政組織規則」は、教育委員会事務局等の組織や各課が所管している事務分掌等について定めている規則でございます。

生涯学習部、学校教育部の組織やその名称、各課が所管する事務分掌が変更となり、一部改正が必要となることから、本規則案を提出するものでございます。

インデックスの【資料】「機構編成表」をご覧ください。

生涯学習部では、学校の運営支援を行う総務課学校経理係、学校 ICT 推進担当、学校施設課管理係を集約し、学校支援課を新設いたします。また、昨年のような猛暑に伴う臨時休校等への対応にあたっては、保健給食課保健係と学校教育部が、教育課程への影響等も考慮しながら検討しているところですが、よりスムーズな連携体制を構築し、迅速に対応していけるよう、保健係を学校教育部へ移管します。それに伴い、「保健給食課」の名称を「学校給食課」に変更いたします。

学校教育部では、誰一人取り残されない教育の推進、幼児教育センターの役割の変化等を考慮し、学校教育部長、児童生徒担当部長、教職員担当部長の業務分担の見直しを行います。

これらの機構改革に伴い、インデックス【新旧対照表】のとおり、各課の事務分掌を入れ替えることとしました。

附則についても、所要の規定整備を行います。

続きまして、議案第4号「札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程の一部改正について」です。「札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程」は、本市の学校給食用食品工場等の選定などを適正に行うために設置している札幌市学校給食用食品工場等選定委員会について定めた規程でございます。

第7条において、本委員会の庶務は「保健給食課」が行うと規定されていますが、先ほどご説明したとおり、「保健給食課」の名称が「学校給食課」に変更され、改正が必要となることから、本規程案を提出するものでございます。

説明は以上でございます。本案のとおり規則、規程を改正してよろしいか、ご

審議のほどよろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**中野委員** 学校支援課を新設するということですので、新たに課長職が増えるということでしょうか。

○**生涯学習部長** 課長職を新設することとなりますが、教育政策担当課長を廃止することとなりますので、人員の増減はありません。

○**中野委員** わかりました。ありがとうございました。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号及び第4号については提案どおり決定させていただきます。

○**檜田教育長** 議案第5号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開
